

# 中国における 高齢者在宅福祉の現状

——家族福祉の視点からみる「頻繁に親元に帰れ」条項

## 靳小

### 1. はじめに

2012年12月に改正された「中華人民共和国高齢者權益保障法」(以下「高齢者權益保障法」)の第2章「家族贍養と扶養」第18条には、「家族成員は高齢者の精神的ニーズに配慮しなければならず、高齢者を無視、冷遇してはならない。高齢者と別れて暮らしている家族成員は、頻繁に高齢者に会いに行くか、または連絡を取らなければならない。勤務先は国家の関連規定に基づき扶養者が親に会いに行くための休暇を取る権利を保障しなければならない」という条項が新たに追加された。中国メディアは、「頻繁に高齢者に会いに行く」という法律条項を、「頻繁に親元に帰れ」(中国語で「常回家看看」)という人気のある言い回しを用いて大きく報道した。そしてこの条項は親元への帰省を伝統的な道德行為から法律的強制義務に変更するものだと考えられ、国内外で大きな議論を引起こした。

2013年7月2日「頻繁に親元に帰れ」に関する裁判が初めて中国無錫市北塘法院(裁判所、以下略)で行われた。離れて住む娘夫婦に対し、原告である77歳の一人暮らしの母親が家賃、医療費の支払いと定期的な実家への訪問などを求めて提訴したものである。無錫市北塘法院は母親の訴えを全面的に認め、娘に対し金銭的援助とともに、2ヶ月に1回は母親の家に帰り、さらに一年間で春節期間内に1回以上、他の法的休暇期間に2回以上母親を訪ねるよう命じた<sup>2</sup>。また、「頻繁に親元に帰れ」という判決

の履行状況に対する監督者としては、法院だけでなく、勤務先、メディア及び社会も期待されている。例えば、上記の無錫市北塘法院は、判決の履行確認のため、市民、コミュニティー及び住民委員会<sup>3</sup>の職員及び法律部門の職員をボランティアとして組織し、原告である高齢者を定期的に訪問させた<sup>4</sup>。さらに判決を履行しない被告人に対して、各地の法院は『中華人民共和國民事訴訟法』の規定に基づいて、罰金、拘留、出国制限、個人信用評価体系<sup>5</sup>への登録、メディアでの公開及び被告人の勤務先への通報・罰金などの懲罰措置をとるとしている<sup>6</sup>。

同時に、2012年改正の「高齢者權益保障法」では、家族扶養協議書<sup>7</sup>の締結、履行及びそれに対する監督の条件が付記された。1996年に最初に公布された同法の第17条では、「扶養者の間では扶養義務の履行のために協議書を締結でき、その後高齢者の同意を求める」ことと規定されていたが、2012年の同法第20条では「高齢者の同意のもとで、扶養者の間で扶養義務を履行するための家族扶養協議書を締結できる。そして家族扶養協議書の内容は法律の規定と高齢者の意思に違反してはならない」に文言が修正され、家族扶養協議書の締結、家族扶養協議書の締結時、及びその後の実行期間においても生じる高齢者の意志を一層強調するものとして解釈されている<sup>8</sup>。

上記の条件が追加された理由の一つとしては、近年家族扶養協議書に関する紛争が多数発生していることが挙げられる。例えば、2011年中国安徽省界首市農村で、長男と次男が両親の同意のもとで家族扶養協議書を締結し、母親の扶養を長男に、父親の扶養を次男に任せることで合意がなされた。その後、2012年6月に父親は病死し、葬儀費用は家族扶養協議書の内容に基づき次男が負担した。一方、2014年母親が入院した。長男は母親の医療費を全額負担できず、次男に協力を求めたが、次男は家族扶養協議書の内容に基づき母親の医療費の負担を拒否した。同年母親はやむなく安徽省界首市法院に訴状を提出し、長男と次男に自分の医療費の負担を求めた。1996年の「高齢者權益保障法」では家族扶養協議書の締結時に高齢者の同意を得ることを規定していたが、上記の事例のように様々な原因によって家族扶養協議書が履行される過程で、元の内容が高齢者の境遇または意志と一致しなくなることが多くなっている。一方、2012年改正の「高

齢者權益保障法」では、「家族扶養協議書の内容は法律の規定と高齢者の意思に違反してならない」と明確に規定されたため、2014年安徽省界首市法院では、婚姻法による子女の親に対する扶養義務規定と「高齢者權益保障法」の第19条「扶養者は遺贈権を放棄することまたは他の理由によって扶養義務の履行を拒否することを禁止する」という規定、及び高齢者本人の意思に基づいて、長男が母の医療費の70%を、次男が30%を分担しなければならないとの判決を下した<sup>9</sup>。これは、法律上での扶養義務規定が家族内の扶養責任分担協議の中に介入し、高齢者の意志（家族扶養協議書が締結した後の意志を含む）と權益を優先的に保護したものである<sup>10</sup>。また、家族扶養協議書の実行に対する監督を強化するため、監督者の範囲も、1996年の「都市居民委員会、農村居民委員会及び扶養者が所属する組織」から2012年の「民間基礎組織、高齢者組織及び扶養者が所属する組織」へと拡大した。追加された民間基礎組織は正式な行政組織に属するものではなく、都市や農村地域社会に作られた大衆住民組織である居民委員会や民間非営利組織、市民社会組織などを含み、高齢者組織は政府行政機関である老齡工作委員会、及び民間高齢者協会などを含んでいる。

以上のように、2012年改正の「高齢者權益保障法」には家族における①高齢者の精神的扶養である「親元への帰省」と②高齢者の物質的扶養である家族扶養協議書の締結と実行に関わる規定を強化するといった二つの傾向が見える。つまり、「高齢者權益保障法」の改正において中国政府の高齢者の家族に対する期待と要請を示しているのではないかと考えられる。本稿ではこのような動きが何故生じたのかについて、日本での家族福祉の概念と高齢者在宅福祉政策の展開を参考にしながら、近年中国の高齢者在宅福祉政策の展開及び実行状況の面からその原因を検討したいと考える。そして、さらに家族福祉と高齢者在宅福祉において中国政府の理念と動きも論じたい。

本稿の構成は、まず第2章で上記の「高齢者權益保障法」の改正に対する先行研究の論議を整理する。第3章では日本での家族福祉の概念を参考に中国の在宅福祉政策の特徴を検討する。第4章は具体的に中国在宅福祉サービスの内容をまとめ、第5章から第7章までは中国における在宅福祉の実施状況を明らかにする。最後に第8章では家族福祉の視点から高齢者

在宅福祉において中国政府の政策理念と動きを検討する。

## 2. 先行研究

「頻繁に親元へ帰れ」に象徴される高齢者の精神的扶養義務の強化に関する議論が、近年中国の高齢化問題と政府の高齢者福祉政策と関連して、メディアと学術界で継続して行われている。中国国内の研究では高齢化社会における「高齢者の精神的扶養」の必要性を論じる中で、「頻繁に親元に帰れ」のような伝統的な道徳（親孝行）を法規定することの有効性を検証するものや、実際に行われている個人による扶養の実践及び政府による監督面におけるそれぞれの問題点とその対策などが論じられることが多い。

また、日本の研究では、清水（2014）<sup>11</sup>はこの条項の制定背景について論じ、その要因として①一人っ子政策の結果出現した一人っ子による扶養問題、②工業化・都市化の進展と共に農村から都市への移動人口の増加のもとで、高齢者の父母と離れて暮らしている人の増加、③扶養に対する価値観の変化などを挙げている。そして、この条項追加の意義は国民全体の扶養意識を高め、家族間の自助を最大限に活用して急速な高齢化に対応するための財政的負担の軽減を図るとともに、国民からの支持を調達する政府の基本姿勢を明示した点にあると論じている。朴（2014）<sup>12</sup>は、急速な高齢化と家族のケア能力の低下のもとで、伝統的に高齢者扶養を行ってきた家族の扶養責任をさらに強化することが中国政府の高齢者政策の基調の一つであるとし、このような家族責任の法的強調が高齢者療養施設の発展を遅らせる主たる原因だと論じている。

以上、先行研究では「頻繁に親元に帰れ」条項が追加された背景について、一人っ子政策の実施及び少子高齢化のもとで中国家族の扶養意識とケア能力の低下が共通して指摘されている。確かに、一人っ子政策の実施によって、中国の家族の規模、構造及び家族関係は変化した。国家衛生と計画生育委員会の「中国家族発展報告（2015）」<sup>13</sup>によると、2015年中国全体における家族の平均世帯人数は3.35人で、農村3.56人、都市3.07人である。このように核家族の主流化と家族規模の縮小が進むことにより、家族による扶養が大きな挑戦に直面していると言える。

しかし、清水（2014）が指摘する工業化・都市化の進展による家族扶養価値観の変化については、筆者は疑問を持っている。例えば、この条項が追加される直前の2008年～2011年、中国社会科学院は中国家族構造と家族関係の状況について、広州市（南部）、杭州市（東部）、鄭州市（中部）、哈爾濱市（ハルビン市、東北部）、蘭州市（西部）など五つの都市でサンプリング調査を行った。調査結果によれば、高齢者に対する介護方式について、7割以上の方が家族介護を選び、「親の許可を得られれば養老施設に入れる」を選んだ人は8.8%しかいなかった。一方、回答者自身の養老方式の選択には、約半数が養老施設を選択した。それから考えると、伝統的な家族養老の代わりに、養老施設の許容度が高くなっている一方、自分の親たちに対しては伝統的道徳観、社会的風潮の制約のもとでまだ家族扶養にこだわっていることがわかる。また、都市での家族成員の交流頻度は高く、毎日親と連絡を取る人が約3割、毎週親と連絡を取る人が約5割、毎月親と連絡を取る人が約2割、親と毎年数回だけしか連絡を取らない人は、極くわずかしかない。なお毎日親と連絡を取る人の中で約半数が親と別居している。総じて言えば、中国の都市での家族扶養意識は高く、工業化、都市化の進展にもかかわらず日常生活での親との交流頻度は高い状態を維持していることがわかる<sup>14</sup>。

また、農村では若者の出稼ぎ者と空巢老人<sup>15</sup>の増加が深刻な問題として注目されているが、2010年「中国の都市と農村の家族構造と世代関係の変動分析」調査チームのサンプリング調査<sup>16</sup>によると、農村で65歳以上の高齢者の62.93%が子供と同居している。2010年第6回国勢調査によると、65歳以上の高齢者の約半数が生活費用は家族成員から提供されている。つまり、農村で若者の出稼ぎ者と空巢老人の増加が伝統的な家族扶養価値観の変化を引き起こし、「頻繁に親元に帰れ」条項の制定原因となったという解釈はまだ十分に説明されていないと考えられる。

一方、2012年12月改正の「高齢者權益保障法」第2章「家族贍養と扶養」第13条では、1996年同法同章第10条の「高齢者の養老は主に家族に依存し、家族成員は高齢者を敬い、思いやり、世話をする」から、「高齢者の養老は在宅を基礎とし、家族成員は高齢者を敬い、思いやり、世話をする」へと変わっている。つまり、政府側が提唱する養老方式が伝統的な家族養

老から、公的支援を含む在宅養老へと変わったのである。

そのため、本稿では先行研究で指摘されている家族構造と扶養意識の変化の背景を視野に入れながら、さらに日本における家族福祉の視点をも参考にし、中国の高齢者在宅養老政策、特にその中で公的支援を含む在宅福祉の登場に注目して、「頻繁に親元に帰れ」条項の追加の直接的な原因を検討したい。

### 3. 家族福祉の概念と日中在宅福祉政策の展開

日本の「在宅福祉」は高齢者の在宅介護の公的支援を中心に展開している。80年代後半から高齢化に加えて少子化傾向が顕著になると、政府は財政改革を目指す中で「福祉全面見直し」を進めた。そうした背景のもと、1986年厚生省の「高齢社会対策企画推進本部報告」において、「高齢者対策の基本原則」として「自立自助と支援システムの構築」、「地域における施策の体系化と家族への支援システムの強化」など5項目が示された。また、「保健・医療・福祉サービスの保障」の改革について「家族での介護機能を強化する観点から、在宅福祉サービスシステムを確立する」として、「入所型」から「在宅型」への政策転換を打ち出した<sup>17</sup>。1989年のゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10カ年戦略）、さらに1995年の新ゴールドプランから、政府は在宅福祉の推進、在宅介護サービスの充実を図り続け、2000年には介護保険制度が導入された。すなわち日本政府の「在宅福祉」の理念とは家族の介護機能に期待しながら、それに対する社会的支援を付加することだと考えられる。

そのため、日本の「在宅福祉」は高齢者福祉の一環であるだけでなく、家族福祉の分野にも関連している。具体的に言えば、高齢者福祉には①経済保障である年金、②公的介護支援としての老人福祉施設、③私的介護支援としての在宅福祉という三つの部分を含んでいる。一方、家族福祉は家族全体及び家族内各成員を対象にして、家族機能、地域社会機能の脆弱化に対する「社会化」として制度化されるシステム<sup>18</sup>であり、その中には少子化問題と子育て支援をテーマとする児童家庭福祉（児童福祉）、障害者福祉、そして高齢者在宅介護支援をテーマとする在宅福祉を含んでいる。

野々山（1992）<sup>19</sup>によると、家族福祉の目的は「家族によるその家族機能についての家族生活周期における自立的遂行の援助」、また「すべての個人の自己実現を促すように家族集団を援助する」ことである。つまり、家族福祉とは社会保障システムの一環として、家族内介護や子育ての機能を援助するための政府の福祉政策であり、その最終目的は家族内各成員の負担を軽減しながら家族成員の自己実現を促すことにある。

一方、2000年以降中国社会は高齢化社会に入り、政府は養老問題をより重視し始め、2000年に中共中央国務院は「関于加强老齡工作的決定」（高齢者事業の強化に関する決定）を公布し、「今後一定期間における我が国の高齢者事業発展の主要目標」は、「家庭養老を基礎に、コミュニティ<sup>20</sup>を頼りとしながら、社会養老を補助とする高齢者を支えるメカニズムを構築していこう」と記している。それまでは、高齢者の扶養は「家族養老」を基礎とするとされていたが、政府のその他の公文書にも「在宅養老」（中国語で「居家養老」）という言葉がよく出現するようになった。その後2006年国務院の「関于加快發展養老服務業意見的通知」（養老サービス業の発展を加速することに関する通知）において、「在宅養老を基礎に、コミュニティを頼りとし、施設で後押しする社会養老サービス体系を構築する」が提出され、在宅養老という政策理念が確立した。2008年民政部と老齡部の「関于全面推進居家養老服務工作的意見」（在宅養老サービス工作の全面推進に関する意見）において「在宅養老」の定義が以下のように明確に規定された。「在宅養老」とは「政府と民間の力がコミュニティを頼りにしながら、自宅で暮らしている高齢者へ提供する日常生活ケア、家政サービス、リハビリテーションと心理的サポートなどの分野におけるサービスの形式のことを指す」。そして、「これは伝統的な家族養老モデルに対する補足と更新であり、我が国のコミュニティ・ベース・サービス（中国語で「社区基礎服務」）の発展、高齢者向けサービス体系の構築における重要な部分である」とされた。2011年民政部が公表した「社会養老サービス体系構築第12次五ヶ年計画」では、初めて中国の社会養老サービス体系における“9073”という目標が掲げられた。すなわち在宅養老を90%、コミュニティによる社区養老を7%、施設で後押しする社会養老を3%とするものである。また、新たに提唱された「在宅養老」とそれま

での「家族養老」との違いについて、2011年民政部部長の『全国社会養老服務体系建設推進会上の講話』（「全国社会養老サービス体系建設の推進に関する会議における講話」）では、「在宅養老は伝統的な家族養老と違い、家族に立脚しながら社会サービスを家庭まで延長することを指す」と述べている。すなわち中国政府の「在宅養老」とは、「家族養老」の代わりに、高齢者の在宅を基礎にしながら社会サービスを提供することだと考えられる。

だが、政府は家族の扶養機能への期待を減じたわけではない。前述の通り、2012年改正の「高齢者權益保障法」では、1996年同法における「家族養老を基礎に」という文言を取り消したものの、第2章「家族による贍養と扶養」の第13条で「高齢者の養老は在宅を基礎にし、家族成員は高齢者を敬い、思いやり、世話をする」と在宅養老における家族の責任は今までどおり明記している。さらに第18条「頻繁に高齢者に会いに行く」条項の追加や、家族扶養協議書の締結規定の見直しによって家族による高齢者の物質的扶養と精神的扶養の両方が明記され法的に従わざるを得なくしている。

すなわち、中国政府の「在宅養老」は、日本政府の「在宅福祉」と同じように家族の扶養と介護機能を期待しながらそれに対する公的支援を強調する一方で、日本の家族福祉の目的が政府の福祉責任とそれによる家族介護負担の軽減、家族内個人の自己実現を図るものであるのに対して、中国では反対に「高齢者權益保障法」の改正によって、家族による扶養、特に精神的扶養を法律的に強化する傾向が見られるのである。

よって、本稿は中国における在宅福祉（これ以降中国語の「在宅養老」の代わりに日本語の「在宅福祉」を使用する。）政策のサービス内容及びその実態を検討するが、上記の家族福祉の目的を参考にしながら、現在の中国の在宅福祉において家族介護に対する公的支援がどこまで進んでいるのか、またそれが家族内の介護状況と家族成員にどのような影響を与えているのかを検討し、家族による精神的扶養の強調としての「頻繁に親元に帰れ」条項を生み出した直接的な原因を探ってみたい。

#### 4. 中国における在宅福祉サービスの展開

王莉莉<sup>21</sup>（2013年）は在宅福祉サービスに関する政策の展開を次の四つの段階に分けている。

第一段階の在宅福祉サービスの基礎施設設立に関して、1985年全国老齡工作委員会の「關於老齡工作狀況与今後活動計画要点」（高齢者事業の状況と今後の活動計画の要点について）では、各地で高齢者向けの施設や活動センターの設立が提案された。例えば、高齢者活動センター、高齢者専門病院、訪問診療<sup>22</sup>、コミュニティー・デイ・ケアセンターなどである。

第二段階の90年代に入ると、93年民政部「關於加快發展社區服務業的意見」（コミュニティーサービス業の発展を加速することについての意見）、94年全国老齡部の「中国老齡工作7年發展綱要」（中国高齢者事業7ヶ年發展要綱）において、高齢者の在宅福祉に対する社会サービス体系の構築、特にコミュニティーの重要性を重視し始めた。具体的には高齢者を対象に、コミュニティーで①日常生活上の世話、②医療介護、③文化体育活動施設の設立、④高齢者の社会参加という四つのサービス体系の構築が提出された。

第三段階の2000年以降は、高齢化社会を迎えて、中央國務院、民政部、老齡部、衛生部は高齢者向けのコミュニティーサービス体系の建設に関する様々な政策文書を公布した。2001年民政部は「社區高齢者福利服務「星光計画」實施法案」（コミュニティー高齢者福祉サービス「星光計画」の實施法案）を公布し、その後3年連続してコミュニティーの高齢者福祉サービス施設を整備する「星光計画」を実施した。投資総額は134億元に達し、3.2万カ所の「星光高齢者ホーム」であるコミュニティー短期介護所が建てられた。2007年「社區服務体系建設『十一五』規画」（コミュニティーサービス体系建設の第十一期五カ年計画）及び老齡部「中国老齡事業發展「十一五」規画」（中国高齢者事業發展の第十一期五カ年計画）などでは、在宅福祉サービスにおけるコミュニティーの機能を強調し、高齢者の在宅福祉を支援する社会の環境とコミュニティーの環境を最適化させる指示が出された。

第四段階の2008年以降は在宅福祉サービス体系とサービス内容の確立時期にあたる。2008年民政部と老齡部の「關於全面推進居家養老服務工

作的意見」(在宅養老サービス工作の全面的推進に関する意見)において、政府は在宅福祉サービスの開発、政策資金支援及び監督責任を明確化するほか、在宅福祉サービスの提供について、コミュニティーだけではなく、社会市場と民間組織を動員することを提案した。また、在宅福祉サービスの内容については、2011中央国務院「社会養老服务体系建設規画(2011～2015年)」(「社会養老サービス体系構築計画(2011～2015年)」)によってさらに細かく規定され、その中には日常生活サービス、医療保健サービス及び文化娯楽サービス等が含まれている。細則として日常生活サービスには家政サービス、買い物の付き添い、高齢者食堂と介護用品専門店など、医療保健サービスには訪問診療、訪問介護、保健サービス及び通院の付き添いなど、文化娯楽サービスには高齢者向けのコミュニティー施設であるレジャーセンター、スポーツセンター及び高齢者大学の開設などが規定されている。

以上が中国政府による高齢者在宅福祉サービス構築の経過である。

次の第5章では都市と農村におけるコミュニティー在宅福祉サービスの現状を考察する。ここでは中国全国の都市と農村の在宅福祉サービスの現状を全面的に把握するため、主に政府、研究機関の量的調査データを使用する<sup>23</sup>。例えば、民政部、全国老齡工作委员会弁公室「中国城郷高齢者人口状況追跡調査」(「中国都市・農村の高齡者人口の追跡調査」)<sup>24</sup>；中国北京大学国家發展研究院「中国健康与養老追踪調査(CHARLS)」(「中国健康及び養老追跡調査(CHARLS)」)<sup>25</sup>；2013年全国老齡工作委员会の調査報告書<sup>26</sup>などの公的調査報告文書である。

## 5. 都市と農村におけるコミュニティー在宅福祉サービスの現状

### 5-1 都市コミュニティー在宅福祉サービスの提供状況

2013年民政部「全国社会養老服务体系建設工作会议文件」(「全国社会養老サービス体系建設事業会議文書」)によると、2012年までの全国の都市コミュニティー在宅福祉サービスの普及率は41%であるが、各地における都市コミュニティー在宅福祉サービスの設立の状況は一様ではない。2013年全国老齡工作委员会が東中西部の10大都市で、60歳以上の高齢

者<sup>27</sup>と在宅福祉サービス機関を対象にアンケート調査を行った。その結果、大都市では、広州、南京、上海などの経済先進東部地区でのサービスの普及率が高いことがわかる。表1によれば、大都市でも普及率が最も高い広州と最も低い西安を比較すると、6倍以上の差がある。

表1 8大都市におけるコミュニティー在宅福祉サービスの普及率(%)  
(全国老齡工作委员会の調査報告書により筆者作成<sup>28</sup>)

都市	日常生活	医療保健	文化娯楽	総普及率
広州	78.9	96.3	76.6	83.9
南京	70.0	63.6	66.2	66.6
上海	68.6	64.8	64.3	65.9
杭州	62.0	43.4	60.6	55.3
成都	47.1	56.9	52.2	52.0
瀋陽	19.6	36.4	34.8	30.2
鄭州	13.2	12.5	18.7	44.4
西安	17.1	17.3	6.3	13.6

また同調査によると、各サービスの利用率は日常生活サービスの利用率(図1)が医療保健サービス(図2)より高い。また、医療保健サービスの中で在宅介護サービスの利用率は低く、特に長期介護の利用率はわずか5.2%である。(図2)

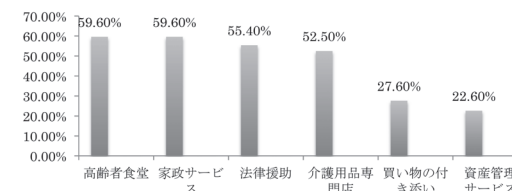


図1 日常生活サービスの利用率  
(全国老齡工作委员会の調査報告書により筆者作成<sup>29</sup>)

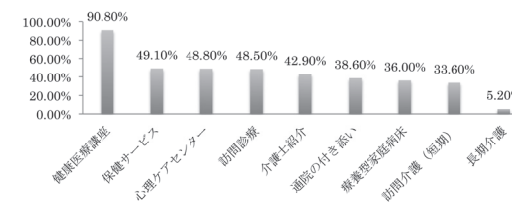


図2 医療保健サービスの利用率  
(全国老齡工作委员会の調査報告書により筆者作成<sup>30</sup>)

長期介護の利用率が極めて低い背景の一つには、専門介護士の深刻な不足がある。2011年2月『人民日報』は大都市の在宅福祉の状況を報道し、その中で一つの重要な問題点が在宅介護に携わる専門介護士の不足であった<sup>31</sup>。また、2013年の『人民日報』の在宅福祉特集記事では、全国老齢工作委員会の調査によると、2013年の全国高齢者向けの専門介護士の人数は2万人余りであったが、実際の需要は1000万人であった。また、上海市閘北区の専門介護士は2004年の108人から2013年には85人まで減少した。西安市蓮湖区在宅福祉サービスセンターには500人の専門介護士がいるが、そのうち90%は元失業者である。彼らは政府が組織した研修を受け、試験に合格して専門介護士になったが、給与は市の平均より低く、2013年西安市内の平均収入は月2758元に対して、月1500元～2000元である<sup>32</sup>。このような低収入が、専門介護士不足の原因の一つと考えられる。

だが、政府はこの介護士不足という点に注力していない。その例示として、2013年陝西省西安市民政局、財政局「コミュニティ在宅福祉サービス運営奨励方法」を見ると、市内コミュニティについて毎年一回の評価を行っているが、評価項目の中に、在宅に対する医療保健サービス、特に介護士の提供という項目がないのである。その結果、高齢者の在宅介護、特に長期介護への公的、専門的なサポートは不足したままの状態であり、その穴埋めとして家族介護者に対して、介護の時間と専門性が多く求められていると考えられる。

## 5-2 都市コミュニティ在宅福祉サービスの利用状況

2013年全国老齢工作委員会が実施した10大都市の高齢者に対するアンケート調査<sup>33</sup>によると、在宅福祉サービスの価格について、現実の市場価格が希望価格より高いことがわかる。表2を見ると、最も差があるのは介護士の項目で、市場平均価格は2220元だが、家族の希望価格は1381元であり、その差は約800元もある。このため、同調査によれば、現在期待するコミュニティが紹介している在宅福祉サービスについて、民間企業のサービスを選択する高齢者は36.9%しかなく、政府が提供するより安価な公的サービスを選択する高齢者が約半数となっており、このことから市場価格の低下が期待されていると考えられる。

表2 都市在宅福祉サービスの市場価格と高齢者の希望価格（単位は元）  
（全国老齢工作委員会の調査報告書により筆者作成）

	高齢者食 費 (1食)	家政サービス (1時間)	買い物付 き館 (1回)	コミュニテ ィー介護所 (1回)	通院の付き 添い (1回)	療養型家庭 病院 (1回)	保健サー ビス (1回)	介護士 (1ヶ月)	レジャーセ ンター (1回)	高齢者再就業サー ビス (1回)
市場 価格	8.47	19.10	28.13	49.88	28.75	43.31	32.85	2220.80	4.75	17.78
希望 価格	8.51	15.15	10.18	41.08	14.75	28.58	21.02	1381.48	4.89	16.51

以上、2013年全国老齢工作委員会が実施した10大都市調査の結果に基づいて、現在の全国都市在宅福祉サービスの提供と利用状況を概観した。

これらのことから都市コミュニティ在宅福祉サービス体系における現在の問題点は四つにまとめることが出来る：①全国で在宅福祉サービスの普及率が低くまだ4割しかないこと；②利用状況においては、医療保健サービスの利用率が低いこと；③特に長期介護サービスの提供ができておらず、介護サービス利用料金が希望価格より高く、在宅介護資源の開発、専門介護士待遇の改善、介護利用支援などに対する政府の支援が大きく不足していること；④全体的に見ても、各種サービスの価格が高く、その結果として、都市における高齢者介護の社会化が実現できていないこと。つまり、高齢者の在宅介護においては、家族介護者に対して介護の時間と介護への高い専門性が求められると共に、介護サービスの経済的負担も家族成員に大きくのしかかっていると見える。

## 5-3 農村コミュニティ在宅福祉サービスの提供状況と利用状況

一方、農村コミュニティ在宅福祉サービス体系の整備は都市より大幅に遅れている。在宅福祉サービスの提供状況と利用状況の比較について、2011年全国老齢工作委員会の全国サンプリング調査<sup>34</sup>によると、全国農村における高齢者向けのサービスセンターの普及率と利用率は共に低く、特に利用率は平均3%未満である。

表3 農村在宅福祉サービスセンターの普及率と利用率  
（2011年全国老齢工作委員会の全国サンプリング調査により筆者作成）

	高齢者活動 センター	高齢者大学	高齢者幹部活 動センター	介護所	レジャーセ ンター
普及率	28.6%	7.5%	18.8%	18.6%	33.3%
利用率	3.1%	0	0.4%	0.4%	5.9%

また、農村在宅福祉サービスの実際の利用率と需要度の比較について、2010年「中国城郷高齢者人口状況追跡調査」<sup>35</sup>によると、農村高齢者の在宅福祉サービスの利用率と需要度との間で大きな差があることがわかった。訪問診療を除き、家政サービスなどの日常サービスと在宅介護などの医療保健サービスの利用率が極めて低く、需要度との間に大きなズレがある。

表4 農村高齢者の在宅福祉サービスの利用状況  
(2010年「中国城郷高齢者人口状況追跡調査」により筆者作成)

	訪問 介護	訪問 診療	高齢者会 話サービ ス	保健サ ービス センタ ー	法律援助	家政サー ビス
利用率	3.2%	30%	3.1%	1.2%	2.3%	2%
需要度	47.7%	72.6%	46.4%	45.9%	45.1%	39.1%

2011年9月国務院「中国高齢者事業発展「十二五」(2011年～2015年)計画」では、都市と農村のコミュニティ在宅福祉サービスセンター設立の具体的目標を設定した。その中では全国郷鎮<sup>36</sup>の80%及び村の50%で高齢者向けのコミュニティ在宅福祉サービスセンターを設立するという目標が作られた。しかし、2013年全国社会養老サービス体系構築工作会議文書によると、2012年までの農村におけるコミュニティ在宅福祉サービスセンターの普及率はわずか16%である<sup>37</sup>。特に経済発展が遅れている地区、例えば陝西省の農村で高齢者向けのコミュニティ在宅福祉サービスセンターの普及率は「中国高齢者事業発展十二五計画」の最終年の2015年でもわずか10%である<sup>38</sup>。また、最近の状況について、2017年の河北省政府が22の村に対してコミュニティ在宅福祉サービスセンターの普及率について調査したところ、村のコミュニティ在宅福祉サービスの運営はまだ試行段階であり、それに関する正式な政策や規定、行政計画はまだ公布されていないことがわかった<sup>39</sup>。

以上のように、農村の在宅福祉サービスはまだ体系化されておらず。その結果、現在の農村の扶養負担は主に家族に任せられていることがわかる。

## 6. 高齢者の所得保障と在宅福祉サービスの利用可能性

以上、中国の都市と農村のコミュニティをベースにする在宅福祉サービスの提供と利用の実態を明らかにした。次に本章では高齢者の所得状況から、高齢者個人の在宅福祉サービスの利用可能性を検討する。現在の中国の公的年金制度には城郷住民基本年金制度があり、これには職員基本年金制度、都市住民養老保険制度と新農村養老保険制度が含まれる。一方、2010年「中国城郷高齢者人口状況追跡調査」<sup>40</sup>によると、2010年高齢者の平均年収における年金の比率は都市で86.8%、農村で32%であった。同調査によると、都市の高齢者の主な収入が年金であるのに対して、農村の高齢者の収入の多くは、個人収入である。(表5)

表5 全国高齢者の平均年収と収入方式(単位:元/年)  
(2010年「中国城郷高齢者人口状況追跡調査」により筆者作成)

	平均 年 収 入	年金	個人収 入	公的扶助	子供からの 仕送り	その他
都市高 齢者	17892	15530 (86.8%)	1223 (6.8%)	382 (2.1%)	546 (3.1%)	210 (1.2%)
農村高 齢者	4756	890 (18.7%)	1520 (32%)	784 (16.5%)	607 (12.8%)	955 (20.1%)

表6 60歳以上の高齢者の年金収入状況  
(2013年CHARLS調査<sup>41</sup>により筆者作成)

年金制度	平均年金(元/月)
新型農村社会養老保険	60
都市社会養老保険	100
企業年金	1500
公務員年金	2000

また、経済発展が遅れている地区である陝西省では、2015年陝西省老齡工作委員会と老年学学会の調査<sup>42</sup>によれば、都市と農村を合わせた高齢者全体の主な収入は年金(36.9%)と子供からの仕送り(36.9%)であった。これを全国レベルの年金収入比率(73%)<sup>43</sup>と比べると、陝西省では高齢者平均収入における年金収入の比率がまだ低いことがわかる。

また、各年金制度による支給額にも大きな差がある。表6に各種年金制



度別年金額を表示したが、これによれば制度別支給額には大きな差があり、特に新型農村社会養老保険の支給額は低く、農村での家族の厳しさが年金支給額の面からもわかる。そして、表5から見ると、都市高齢者の平均収入には年金が大部分を占めるが、年間の年金収入は15530元、すなわち月平均1294元の年金収入では在宅福祉サービスの利用に対応できないのである。例えば、前述した都市在宅福祉サービスの市場価格（表2）と合わせてみると、日常生活サービスの需要にはほぼ対応できるが、専門介護者の利用料金は月約2200元であり、介護サービスの利用にまでは手が届かないのである。さらに2010年全国農村高齢者の年金収入は年890元（月68元）しかない上、個人収入、仕送り等を加えた総収入でも年4756元、月356元と、都市高齢者より厳しい状況であった。これらのことから都市でも農村でも在宅介護サービスを利用しようとすれば、家族が利用料金を負担する割合が大きくなることが予想できる。

## 7. 中国における介護制度の不備と家族扶養協議書の締結

公的年金制度体系と異なり、中国では公的介護制度がまだ整備されていない。社会保障制度における介護保険もなく、近年一人っ子家庭向けの一人っ子介護休業制度が各地で実施され始めたばかりであり、その一人っ子介護休暇期間も毎年10日から20日まで各省市で色々である。（表7）

表7 各地における一人っ子の介護休業制度  
(2018年各地の実状に基づき筆者作成)

	休暇期間	制度実施開始時期
河南省	毎年20日まで	2016年5月27日
福建省	毎年10日まで	2017年3月1日
広西省	毎年15日まで	2017年9月1日
海南省	毎年15日まで	2017年9月1日
四川省	毎年3日まで(予)	未定
重慶市	毎年10日まで(予)	未定
湖北省	毎年10日まで(予)	未定

公的介護制度の未整備、高齢者の所得状況による在宅介護サービス利用の限界に対して、政府は家族内扶養協議書の締結を提案、特に農村での家族扶養協議書の締結を推奨した。例えば、1993年吉林省老齡工作委员会

の工作報告<sup>44</sup>では、農村で家族扶養に矛盾を持つ家庭を対象に家族扶養協議書の締結を進め、近年でも地方政府は家族扶養協議書の締結を推進し続けている。2006年「陝西省老齡事業發展“十一五”發展計畫草案」では、農村で家族扶養協議書の締結を継続して推進することを提議した。また、江蘇省南通市婦女連は市司法局、民生局、老齡工作委员会の協力のもとで、家族扶養協議工作チームを編成し、全市で家族扶養協議書の締結を進めた。その結果、2008年までに南通市の家族扶養協議書の締結率は93%に達し、中国婦女連の機関紙『中国婦女報』ではそれを大きく取り上げた<sup>45</sup>。

在宅福祉が推進される一方、そのサービス体系がまだ完成しておらず、加えて公的介護制度の不在のもとで、家族扶養協議書の締結は、家族の高齢者介護を伝統的な家族養老としていた倫理道徳行為から、倫理道徳が制度規範と結び付いた法的行為へと変化させたのであった。つまり、家族扶養協議書の締結は、高齢者在宅介護における政府の一つの補完制度となったと言えるだろう。

## 8. 終わりに

本稿では、日本の家族及びその成員を対象にする家族福祉の視点と在宅福祉政策の展開を参考にして、中国における高齢者在宅福祉政策の展開と現状を考察し、「頻繁に親元に帰れ」条項が追加された直接的な原因を検討した。

日本での「在宅福祉」は高齢者福祉の分野だけでなく、家族福祉の分野にも属しており、高齢者の養老を「入所型」から「在宅型」へと政策転換を打ち出している。また、「家族福祉」の目的とは、家族の子育てと介護機能を強化することによって生じる家族内各成員の負担を軽減し、家族成員の自己実現を促すものである。そのため、政府は様々な対策を取っており、例えば、在宅介護サービスの充実、介護保険制度の導入及び介護休業制度の整備などによって、高齢者の在宅福祉を支援している。

一方、中国政府も日本政府と同じように、80年代後半から高齢者の在宅福祉を目指し、市場、民間組織及びコミュニティーを動員し、高齢者とその家族に向けて在宅福祉サービス資源を開発し提供しようとしている。

だが、本稿で考察したように、中国の都市と農村における高齢者在宅福祉サービスの内容と実態には様々な問題を抱えていることが判明した。すなわち①都市では在宅福祉サービスの普及率が4割しかなく各都市間での格差も大きい。また在宅福祉サービスの利用率も医療保健サービスの利用率が低い上、特に長期介護サービスの提供が不足している。②農村では在宅福祉サービス体系自体がまだ整備されていない。③都市と農村の高齢者の所得が各種在宅福祉サービスの利用料金、特に介護サービスの利用料金に対応できていない。加えて、公的介護制度が未整備なため、家族介護者に対して時間、専門性及び経済面での支援要求の高さに表れているように、国内の急速な少子高齢化の中で、家族の介護負担がますます大きくなっていく。

すなわち、中国では高齢者在宅福祉が推進され始めたにもかかわらず、政府側のサービス資源の開発と利用援助が不足しているため、実際には家族の介護負担を減らすことに成功しているとは言えない。また、在宅福祉政策の展開と同時に、中国政府は日本政府と違い、2012年「高齢者權益保障法」で「在宅養老を基礎にし、家族成員は高齢者を敬い、思いやり、世話をすること」と規定することで、高齢者の在宅福祉における家族の責任を強化し、家族による高齢者の在宅福祉サービスの利用と在宅介護の実現を求めている。さらに、家族扶養協議書の締結を推進し、2012年「高齢者權益保障法」で家族扶養協議書の実行と監督に関する細目を追加したために、公的介護制度の未整備のもとで家族成員に介護の義務を押し付ける傾向がますます強くなっている。

以上から見ると、2012年改正された「高齢者權益保障法」で高齢者の精神的ニーズに対応するために追加された「頻繁に親元に帰れ」条項は、家族扶養協議書の締結と連携して、家族介護を物心両面で強制するようになったと言える。つまり、家族の介護機能を法律規定及び社会的雰囲気の中で一層強化しているのことはないかと考えられる。それは高齢者向けの在宅福祉サービス体系と公的介護制度の未整備に対する中国政府の一つの補完政策であるにとどまらない。家族負担を軽減させるという日本の家族福祉の目的を参照すれば、中国政府は高齢者の在宅養老とそれに対する公的支援としての在宅福祉サービスを提唱しているが、それによって家族

の介護負担を軽減するのではなく、反対に家族の介護負担を一層強化する傾向があると言える。その結果、現在もお中国家族とその成員の介護負担が軽減されていないことがわかる。

#### 参考文献

日本語文献：

- 相澤讓治・栗山直子（2002）『家族福祉論：全体としての家族へのサポート』勁草書房
- 川村匡由（1992）『現代老人福祉論』ミネルヴァ書房
- 國谷知史・奥田進一・長友昭編集（2011）『確認中国法用語250WORDS』、成文堂
- 清水由賀（2014）「改正「高齢者權益保障法」と中国の高齢者政策—「頻繁に親元に帰れ」条項に着目して—」『社会研論集』23：121-133
- 袖井孝子、陳立行（2008）『転換期中国における社会保障と社会福祉』明石書局
- 高橋重宏（2007）『日本の子ども家庭福祉』明石書局
- 沈潔（2016）「中国「適度普惠型」福祉の形成と課題」、「連合総研レポート」10月号：8-11
- 辻由希（2012）『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房
- 唐燕霞（2013）「中国の社区自治における居民委員会の役割に関する試論」、「総合政策論叢（23）」：95-107
- 中井記代子（2000）『家族福祉の課題：高齢者介護と育児の社会化』筒井書房
- 野々山久也（1992）『家族福祉の視点：多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房
- 朴光駿（2014）「中国高齢者權益保障法2012年改正の内容と課題」、「社会福祉学部論集」：33-47

中国語文献：

- 『2006年中国城市老年人口状況追跡調査数据分析』（『2006年中国都市と農村高齢者状況追跡調査のデータ分析』中国社会出版社2008.10
- 李永劍（2009）「扶養協議制度的構築」（「扶養協議制度的構築」）修士論文
- 李兵（2009）『中国老年人政策研究』（『中国高齢者向けの政策研究』）中国社会出版社
- 董淑湛、孫建業（2017）「建立農村社区居家養老服務体系的問題和对策」（「農村コミュニティ在宅福祉サービス体系設立の問題と対策」）『山西農業』第18期：6
- 全国老齡工作委員會（2011）「農村養老服務工作成果報告」（「農村養老サービス工作研究成果報告書」）
- 中山大学社会工作系（2011）『中国城市老人社区照顧綜合服務模式的探索』（『中国都市における高齢者コミュニティ総合サービスモデルの探求』）社会科学文献出版社
- 王躍生（2012）「城鄉養老中的家庭代際關係研究」（「都市と農村養老の中での家族代際關係研究」）《開放時代》：104-123
- 王莉莉（2013）「中国居家養老政策的發展歷程」（「中国在宅養老政策的發展経歴について」）

て)『西北人口』第2期:66

楊曉奇(2014)、「探討都市居家養老政策發展」(「都市在宅福祉サービスの發展についての検討」)『老齡科学研究』第9期第2卷:P36

全国老齡工作委員會(2014)「調査顯示:居家養老實際價格高於希望價格」(「調査結果:在宅福祉サービスの實際價格が希望より高い」)『中国社会工作』8:11

『2010年中国城市老年人口狀況追蹤調查數據分析』(『2010年中国都市と農村高齢者狀況追蹤調查のデータ分析』)中国社会出版社2014.4

劉若奇(2015)「農村養老服務供給中的政府責任探求」(「農村養老サービスにおける政府責任の判断」)修士論文

陝西省老齡工作委員會、陝西省老年學學會、陝西省社會科學院(2015)「陝西省老年人的現狀和需求」(「陝西省高齢者の現狀と需給」)『2015年陝西省白書・社會』:172

陝西省延安市高齢者學會「農村老年人居家養老狀況的調查和思考」(「農村高齢者の宅養老狀況に関する調査と思考」)

## 註

- 日本語の「扶養」は、中国語では三種類の用語を使用し、扶養の権利義務者間の親族関係により区別する:①「扶養」は夫婦間か同輩である兄弟姉妹間の扶養に用いる;②「撫養」は子・孫など卑属に対する扶養に用いる;③「贍養」は親、祖父母など尊属に対する扶養に用いる。一方、これらはいずれも日本語で「扶養」と訳されているため、本稿でも「扶養」に統一する。
- 「江蘇無錫判決全国首例「常回家看看」案件」(「江蘇無錫で全国初の精神扶養案件に関する判決」) <http://tv.people.com.cn/n/2013/0702/c39805-22040447.html>  
なお類似する案件が日本のネットでも報道された:「親孝行を法律で義務づけ『頻繁に帰省して面倒見る』老親虐待に頭悩ます中国政府」 <https://www.j-cast.com/tv/2013/07/05178789.html?p=all>
- 住民委員会(中国語で「居民委員会」とは都市と農村の地域社会に設置された住民組織である。日本の町内会にあたり、住民の相互扶助組織として「大衆的自治組織」と性格づけられる一方、行政の末端組織である「街道弁事処」の指導を受けており、政府の保護を受けながら行政補助機能を担っている。(國谷知史・奥田進一・長友昭編集(2011)『確認中国法用語250WORDS』、成文堂:16;唐燕霞(2013)「中国の社区自治における居民委員会の役割に関する試論」、『総合政策論叢』(23):95-107)
- 「江蘇無錫10名市民受聘「常回家看看」志願者」(「江蘇無錫市民10名が「頻繁に親元に帰れ」ボランティアの招聘を引き受ける」) [http://finance.ifeng.com/a/20131012/10841180\\_0.shtml](http://finance.ifeng.com/a/20131012/10841180_0.shtml)
- もともと中国政府には独自の個人情報管理ネットワークがある。國務院(内閣に相当)は16年12月に「個人信用体系建設の指導に関する意見」を発表し、信用情報の蓄積と分析によって「良い行い」をした人にはご褒美を、「悪い行い」をした人にはペナルティを与えることで、国家にとって望ましい方向に人を誘導しようとするのである。(出所:「國務院弁公庁關於加強個人誠信体系建設的指導意見 国弁發[2016]98号」(「國務院弁公庁の個人信用体系建設の指導に関する意見 國務院弁公庁發表[2016]98号」) [http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content\\_5154830.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content_5154830.htm))  
また政府は「今後の社会では信用は第二の身分証だ。失えば外出もままならなくなる」とメディアなどで強い警告を発している。例えば、政府は2016年に過去の信用データの蓄積に基づき、航空や鉄道、列車などの利用に際して車両の損壊や車内暴力など問題行為のあった乗客、延べ700万人以上に対し、チケットの購入禁止などの措置を実施した。そこで、2012年から高齢者權益法に違反すると、個人の「信用スコア」も下げられ、生活や仕事にも影響が出てくることになった。

- 上海市高齢者權益條例によれば、「頻繁に親元に帰れ」を履行しない子女に対して個人信用評価体系に「信用不良」と登録、福建省では履行しない子女に対して、個人に罰金を請求し、勤務先に通告するとある。
- 家族扶養協議書の形式と内容に関する法律と政策規定はなく、高齢者個人と家族によって決める。基本的には、①扶養者(子供たち)と被扶養者(高齢者)の名前;②扶養者の義務;③扶養の方式;④扶養にかかる金額と時間の分配;⑤違約責任の負担方法;⑥双方の署名、契約の締結日と場所などが記載される。
- 「最高人民法院12月4日公布婚姻家庭糾紛典型案例」(「12月4日で最高人民法院が公布された婚姻家庭内の紛争の案例」) <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-16211.html>
- 同8
- 「贍養義務「分包」於法相悖」(「扶養義務の「分担」が法律に違反する」) <http://news.163.com/14/1224/09/AE7HLQVJ00014AED.html>
- 清水由賀(2014)「改正「高齢者權益保障法」と中国の高齢者政策」、『社会学論集』:121-133
- 朴光駿(2014)「中国高齢者權益保障法2012年改正の内容と課題」、『社会福祉学部論集』:33-47
- <https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E5%8F%91%E5%B1%95%E6%8A%A5%E5%91%8A2015>
- 中国社会科学院五城市家庭調査課題組、「五城市家庭結構於家庭關係調查報告」(「五都市における家族構造と家族間関係についての調査報告」)2011
- 中国語の「空巢老人」は、子どもが仕事や結婚で家を離れ、取り残された高齢世帯(一人または夫婦のみ)を指す。2010年から空巢老人は急増しており、中国で社会問題となっている。
- 2010年10～12月中国社会科学院人口と労働經濟研究所「中国城鄉家庭結構於代際關係分析」(「中国都市と農村の家族構造と世代關係の変動分析」);調査チームは、陝西省、吉林省、浙江省、廣西省、安徽省など7つの省でサンプリング調査を行った。有効データ数は4425件である。  
参考文献:王躍生(2012)「城鄉養老中的家庭代際關係研究」(「都市と農村養老の中での家族世代關係研究」)『開放時代』:104-123
- 中井紀代子(2000)『家族福祉の課題 高齢者介護と育児の社会化』:35-36
- 相澤讓治・栗山直子(2002)『家族福祉論』:18
- 野々山久也(1992)「家族福祉を考える」『家族福祉の視点:多様化するライフスタイルを生きる』:15
- 英語「community」(日本語「コミュニティ」)を中国語で「社区」と訳す。2000年11月中国政府が出した「関与在全国推進城市社区建設的意見」(「全国範圍で都市社区建設を推進する指針」)では、「社区とは、一定の地域範圍内に集まって住んでいる人々から構成される社会生活共同体ということである」と定義した。(黒田由彦、南裕子(2009)『中国における住民組織の再編と自治への模索』:37)  
2000年前後全国的に都市(その後、農村)の基層行政単位である街道・居民委員會レベルでの行政区画の再編が行われたが、その最も基礎的な単位である居民委員會の管轄範圍を、「社区」(「コミュニティ」)の學術概念をベースに再設定した。(國谷知史・奥田進一・長友昭編集『確認中国法用語250WORDS』(2011年)成文堂)  
その結果、現在の社区居民委員會は住民の自治組織である一方、基層政權組織であ

る街道弁事処の指導を受け、また上級の指示による行政的業務を必ず行わなければならない。(唐燕霞(2013)「中国の社区自治における居民委員会の役割に関する試論」総合政策論叢(23):95-107)

ただ、本稿では日本の家族福祉概念、及び高齢者在宅支援の提供者である地域コミュニティの機能を参考するため、中国語の「社区」の代わりに日本語「コミュニティ」を使用する。

21. 王莉莉、「中国居家養老政策的發展歷程」、(「中国在宅養老政策的發展経歴について」)、『西北人口』2013年第2期:66
22. 中国語で「家庭病床」という。医療介護員による訪問サービスを必要とする患者の家(高齢者)に病床を設置し、指定の医療介護員が定期的に身体検査、治療、介護を行い、特定のカルテにサービス内容を記録する地域密着型衛生サービスの形式である。
23. 日本における中国在宅養老、在宅福祉の実施状況に関する先行研究の多くが各地域での質的調査に基づいて論じられるが、本稿は全国レベルの量的調査データを利用して、都市と農村の在宅福祉サービスの提供状況と利用状況の全体像を考察する。
24. 20省の60歳以上の高齢者を対象。そのうち都市高齢者は10032人、農村高齢者は9954人。
25. CHARLSとは「中国健康と養老追跡調査(China Health and Retirement Longitudinal Study)」、北京大学社会科学調査センターによる45歳以上の中年・高齢者家族および個人を対象にするミクロ的データ調査。調査対象は全国の150都市と450農村に住む1万家庭1.7万人。2011年に調査が開始され、調査頻度は2年に1回行われ、調査終了1年後に結果が公表されている。
26. 調査報告書「全国老齡弁調査顯示:居家服務實際價格高於期望價格」(「全国老齡工作委員會弁公室の調査報告:在宅福祉サービスの實際價格が希望より高い」)『中国社会工作』2014年8月:11  
調査の概要は以下のようになる:  
調査地域である10の都市は北京、上海、広州、深圳、南京、杭州、成都、西安、瀋陽と鄭州。  
アンケート調査の個人データ数は10036件、サービス機関数は61である。  
調査対象である高齢者たちは経済力を持ち、文化レベルが高く、健康状況も良い。  
89.2%の高齢者とその配偶者の収入は自分の年金である。70.8%の高齢者は自分の経済状況について満足と答えている。
27. 同26
28. 調査対象は10大都市になるけれども、それに関わる手元の資料が不足であるために北京市と深圳市のデータは本稿で省略する。  
参考資料:楊曉奇、「对我國城市居家養老服務發展探討—基於十城市万名老年人的調研」(「我が国都市在宅福祉サービス發展について—十大都市一万人の高齢者に対する調査研究に基づいて」)『老齡科学研究』第9期第2巻:36
29. 同26。
30. 同26。
31. 「聚焦・応対未富先老 居家養老難処多」『人民日報』2013年2月24日
32. 「政策聚焦・關注居家養老①」『人民日報』2013年10月6日 ([http://news.cnwest.com/content/2014-09/15/content\\_11603512.htm](http://news.cnwest.com/content/2014-09/15/content_11603512.htm))
33. 同26
34. 2011年全国老齡工作委員會は「マドリード国際行動計画」十周年評価項目活動に向けて、農村養老サービスの実情及び高齢者の生活状況について、全国農村範囲でサ

ンプリング調査と個別インタビューを行った。

調査結果は2012年北京大学人口研究所の陳功「農村養老服務工作研究成果報告」(「農村養老サービス事業についての研究成果報告」)として公表された。<http://ipr.pku.edu.cn/gywm/zjg/index.htm>

35. 同24
36. 郷・鎮はともに中国農村地域の行政単位自治体、県級市の末端自治区のことである。県級市において比較的大きいものを鎮、比較的小さいものを郷という。また、郷は各村で構成される。
37. 2013年8月19日新聞記事「民政部召開全国社会養老服務体系建設工作會議」(「民政部は全国社会養老サービス体系構築工作會議を開催した」) <http://news.163.com/13/0819/15/96LB12PR00014JB5.html>による  
記事によると、2013年8月16日～18日の民政部の全国社会養老サービス体系構築工作會議では2012年まで全国社会養老サービス体系構築工作の成果や改善点を総決算した。
38. 劉若奇(2015)「農村養老服務供給中的政府責任探求」(「農村養老サービスにおける政府責任の判断」) 修士論文による
39. 河北省人力資源社会保障科学研究合作プロジェクト:「コミュニティ支持のもとで農村コミュニティ在宅福祉サービス体系設立の研究」  
参考文献:董淑湛、孫建業(2017)「建立農村社区居家養老服務体系的問題和对策」(「農村コミュニティ在宅福祉サービス体系設立の問題と対策」)『山西農業』第18期:6
40. 同24
41. 同25
42. 陝西省老齡工作委員會、陝西省老年学学会、陝西省社会科学院(2015)「陝西省老年人的現狀和需求」(「陝西省高齢者の現狀と需給」)、『陝西省白書・社会』:172
43. 「中国城郷高齢者人口狀況追跡調査」のデータ数は都市高齢者が10032人、農村高齢者が9954人である(同23)。このことから、表5の都市と農村の平均年収入及び平均年金と合わせると全国平均年金収入の比率が73%であることがわかった(筆者による計算)。
44. 「家庭贍養与養老保險相結合是發展農村老齡保障事業的根本途徑」(「家族扶養と養老保險の組み合わせは農村高齢者社会保障事業を發展するための根本的方法」)『老年学雜誌』1993年第13巻第2期:69～70
45. 『中国婦女報』2010年9月4日

(都市イノベーション学府博士後期課程・都市イノベーション専攻)

# The Policy of Home Care for The Aged in China

The Analysis of “Come back Home Often” Clause  
From the Perspective of Family Welfare

JIN XIAO

Aiming at the new added “come back home often” clause in *the Law of the Protection of the Rights and Interests of the Aged* that was modified in December 2012, and the family maintenance agreement which is promoted by the government on basis of *the Law of the Protection of the Rights and Interests of the Aged* in 1996 and 2012, this paper brings into the background of the change of family structure and parents support consciousness, refers to the conception of Japanese family welfare to explore the immediate cause of the appearance of the “come back home often” clause, according to analyzing the home-based care for the aged, especially the one supported by the government.

Using the survey data from the Chinese government and research institutions, this paper summarizes the current situation of home-based care for the aged in urban and rural areas, especially the problems: 1. The resources of home-based care services are still insufficient, and the supply of health care services, especially long-term care services, is insufficient; 2. The income of the old people's endowment insurance cannot afford to enjoy the home-based care services, especially the long-term care services; 3. The public insurance system for lone-term care for the aged has not been published, and the sabbatical leave for the one-child for daily living care for the aged has just been implemented

The conclusion is that the current home-based care for the aged cannot actually reduce the financial and physical burden of domestic care. Therefore, the “come back home often” clause and family maintenance agreement strengthens the family welfare responsibility, which can be considered as a kind of compensation policy which appears in the shortage of home-based care for the aged and the absence of the public insurance system for long-term care for the aged. From that, it can be seen that compared with Japanese family welfare, the family welfare supported by Chinese government emphasizes more on family responsibility, than reduces burden of domestic care.